

尼崎市公営企業審議会資料
資料 第 2 号
平成 24 年 2 月 3 日

第 2 回公営企業審議会 審議項目(1)に関する資料

尼崎市

乗合バス事業に関する法制度

乗合バス事業については、道路運送法において、以下のとおり規定されている。

- 事業の目的（第1条関係）

- 輸送の安全の確保、道路運送利用者の利益保護・利便の増進、道路運送の総合的発達

- 旅客自動車運送事業の種類（第3条関係）

- 一般旅客自動車運送事業
 - 一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス、高速バス、乗合タクシー、コミュニティバス など）
 - 一般貸切旅客自動車運送事業（観光バス など）
 - 一般常用旅客自動車運送事業（タクシー、ハイヤー、介護タクシー など）
- 特定旅客自動車運送事業

乗合バス事業に関する法制度

- 一般乗合旅客自動車運送事業（第4条～第41条関係）
 - 国土交通大臣による許可
 - 許可事項
 - » 名称等、事業種別、事業計画（路線、営業区域、営業所、車両数、運行管理体制など）
 - 許可要件
 - » 事業計画（輸送安全確保、事業遂行からの適切性）
 - » 事業遂行能力
 - 運賃及び料金
 - 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものについて、大臣が上限を認可。その範囲内で決定し、大臣に届出。
 - その他の事業実施要件
 - 営業所 3年以上の使用権限
 - 車両 1営業所につき6台の車両
 - 停留所 旅客の乗降場所として認可 + 道路管理者の占用許可
(公営バス事業が市域外に設置する場合は、地方自治法第244条の3に規定する「公の施設の区域外設置」に該当)
 - 運行管理者 車両数に応じて有資格の運行管理者を選任
 - 路線設定 監督省庁の認可、運行時刻・本数は届出
 - その他
 - 約款の策定、運賃等の掲示、運送引受義務、独占禁止法の一部適用除外、安全管理、管理の受委託 など

乗合バス事業に関する法制度

● その他

○ 自家用有償旅客運送(第78条関係)

平成18年の法改正により、旧第80条の有償運送制度を改め、以下のとおり整理。

地域公共交通会議または運営協議会において、自家用有償運送の必要性や対価等について合意がなされ、運輸局に登録を行った場合に可能となる。

- 災害による緊急運送
- 登録制の有償運送

市町村・NPO等が、市町村の住民等一定の旅客の運送を行うもの

- » 市町村運営(交通空白地域の運送、福祉運送)
- » 過疎地有償運送
- » 福祉有償運送

- 許可制の有償運送

公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域又は期間を限定して行うもの

- » スクールバス
- » 訪問介護員等による有償運送許可